

清須市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金 Q&A

Q 1	令和4年度の途中で7歳、65歳になる者は誕生日を迎えないと購入ができないのか？
A 1	令和4年度末（令和5年3月末）までに7歳、65歳に達する方であれば、誕生日前にヘルメットを購入しても補助対象となります。また18歳であっても当該年度末時点で19歳になる方は対象外となります。
Q 2	小学校の入学準備で令和4年3月31日以前に購入し、令和4年4月1日以降に使用するものは補助対象となるか？
A 2	令和4年4月1日以降に購入したものが補助対象となりますので、令和4年3月31日以前に購入したものは補助対象となりません。
Q 2	清須市に在勤している者は補助対象か？
A 2	清須市に住所を有する（住民基本台帳に登録）方が補助対象となります。在勤の方は、お住いの市町村で補助制度を実施しているかお問い合わせください。
Q 3	インターネットで購入したヘルメットは補助対象となるか？
A 3	清須市内のヘルメット販売店で直接購入したヘルメットを補助対象としておりますので、インターネット販売で購入したヘルメットは補助対象となりません。
Q 4	市のホームページやチラシに掲載してある販売店で購入したヘルメットしか補助対象とならないのか？
A 4	市のホームページやチラシに掲載してある販売店以外でも清須市内の販売店で購入し、補助要件を満たしたヘルメットであれば補助対象となります。
Q 5	補助金は、ヘルメットの定価の1/2の金額か？
A 5	定価ではなく、販売店が値引きして販売している金額の1/2が補助金額となります。ただし、上限は2,000円となります。
Q 6	補助金の申請の際に添付する領収書は原本か？
A 6	補助金の申請に添付する領収書はコピー、原本どちらでも結構です。領収書を保管しておく必要がある方はコピーを添付してください。

Q 7	交付申請書兼誓約書兼実績報告書が2種類あるが、どちらの様式で申請すればよいのか？
A 7	65歳以上の高齢者の方が申請する場合は第1号様式（その1）本人申請用、7歳以上18歳以下の児童生徒等が使用するヘルメットを購入して保護者が申請する場合は第1号様式（その2）保護者申請用で申請してください。
Q 8	地域商品券など商品券で購入したヘルメットも補助対象となるのか？
A 8	商品券で購入した場合も現金購入と同様の扱いとなり、補助対象となります。
Q 9	市内のリサイクル業者で購入した中古品は対象外だが、未使用品は対象となるのか？
A 9	購入したヘルメットの安全性能を確認することが困難であることからリサイクル業者等で購入した中古品、未使用品のヘルメットは補助対象外となります。
Q10	清須市に転入する前に同様の補助金でヘルメットを購入したが、清須市に転入したら新たに清須市の補助金でヘルメットを購入できるか？
A10	愛知県の補助金を活用したヘルメットの購入補助は、補助対象者1名につき1回限りとなるので、清須市に転入する前の市町村で愛知県の補助金を活用したヘルメットの購入補助金で購入した場合、清須市のヘルメット購入補助金は申請することはできません。
Q11	申請時に添付が必要な「購入したヘルメットが補助対象の安全基準を満たしている」とわかるものの写し」とは何か？
A11	ヘルメットの安全基準の記載がある次のものの写し（コピー又は印刷）を想定しております。 <ul style="list-style-type: none"> ・説明書、保証書、パッケージ ・カタログ、メーカーのホームページ ・ヘルメットに貼ってある安全基準認証シールの写真 など ヘルメットの安全基準の記載が不明な場合は、販売店にご確認ください。

Q12	申請時に提示が必要な「ヘルメットを使用する者の氏名、住所、生年月日がわかるもの」とは何か？
A12	申請時にヘルメットを使用する者が市内在住者かつ対象年齢に該当するかどうかを確認するため、次のものを想定しております。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ 健康保険証 <p style="text-align: right;">など</p> これらについては、添付書類として写しの提出は必要なく、申請窓口での提示のみとなります。
Q13	7歳以上18歳以下の児童生徒等の祖父母は補助金の申請はできますか？
A13	7歳以上18歳以下の児童生徒等が着用するヘルメットの補助金申請ができる方は、保護者となります。保護者は親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童生徒等を現に監護する者をいい、申請時現在で親権者（父母）が存在する場合、祖父母が申請することはできません。
Q14	ホームセンターで購入した工事用のヘルメットは補助金の対象となるのか？
A14	工事用のヘルメットは、補助金の対象としている自転車乗車用ヘルメットの安全基準とは別の安全基準となっているため、補助金の対象となりません。